

【問い合わせ先】

(所属) 大阪運輸支局 検査整備保安部門 浦部・佐藤

(電話) 072-822-4374 (17時15分まで)

(音声ガイダンスが流れたら「2」)

(所属) 自動車技術総合機構 近畿検査部 湯原・大倉

(電話) 072-812-1818 (17時15分まで)

## 不正改造車4台に整備命令を発令

### ～大阪ミナミ地区「アメリカ村」で夜間街頭検査を実施～

近畿運輸局大阪運輸支局では、不正改造車の撲滅に向けた取り組みを行っています。

この取り組みの一環として、当支局及び自動車技術総合機構近畿検査部は大阪府南警察署と連携し、大阪府中央区西心斎橋 通称「アメリカ村」において、不正改造車両の走行や騒音が問題になっていることから、これらの自動車を検査し、保安基準不適合自動車に対して整備命令書を発令するなど不正改造車を排除することを目的とした夜間街頭検査を実施しました。

- ◎実施場所 大阪市中央区西心斎橋1丁目5番5号先路上  
から1丁目16番17号先路上までの間の東西道路
- ◎実施日時 令和6年2月9日(金) 21:00～23:00
- ◎検査実施台数 6台
- ◎整備命令書交付台数 4台
- ◎整備命令書交付における保安基準不適合箇所の主なもの
- ・回転部分の突出 (フェンダーからのタイヤはみ出し)
  - ・近接排気騒音基準違反 (マフラーからの排気音)
  - ・窓ガラスの基準違反 (ステッカーの貼付等)
  - ・各種灯火類の基準違反 (灯火の性能、点滅等)
- ◎総出動員数 40名
- |                |     |         |    |
|----------------|-----|---------|----|
| 大阪運輸支局         | 9名  | 近畿運輸局   | 2名 |
| 自動車技術総合機構近畿検査部 | 10名 |         |    |
| 大阪府南警察署        | 15名 | 大阪府警察本部 | 4名 |



※整備命令とは、道路運送車両の保安基準に適合していない自動車について、道路運送車両法に基づき発令し、不良箇所等の改善を指示するとともに、改善状況の確認を行うものです。